

後期高齢者医療制度のお知らせ

年間保険料額の例（収入が年金のみの世帯の場合）

世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年金保険料額は異なります。

◆単身世帯（世帯主）の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	9割		4,400円
153万円	8.5割		6,600円
168万円	8.5割	5割	1万4,300円
180万円	2割	5割	4万9,200円
211万円		5割	7万4,000円
250万円			14万3,900円

◆夫婦2人世帯（2人とも加入者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	夫	9割		4,400円
	妻	9割		4,400円
153万円	夫	8.5割		6,600円
	妻	8.5割		6,600円
168万円	夫	8.5割	5割	1万4,300円
	妻	8.5割		6,600円
180万円	夫	5割	5割	3万5,900円
	妻	5割		2万2,000円
211万円	夫	2割	5割	6万5,100円
	妻	2割		3万5,300円
250万円	夫			14万3,900円
	妻			4万4,100円

保険料の減免

災害などで重大な損害を受けたときや失業、そのほかの特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方は、保険料が減免となる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

新しい減額認定証を郵送します

現在ご使用の減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）は、7月31日(土)に有効期限を迎えます。

7月下旬に新しい減額認定証を郵送しますので、8月1日(日)からは新しい減額認定証をご使用ください。

※住民税非課税世帯から課税世帯に変わった方の場合、減額認定証は発行できません。



医療費通知の郵送を希望される方へ

これまで、すべての方に『医療費通知』を郵送していましたが、平成22年度からは発行を希望する方への郵送に変更となりました。

今後も医療費通知の郵送を希望する方は、北海道後期高齢者医療広域連合または年金・長寿医療グループにご連絡ください。

※既に送付希望のご連絡をいただいた方は、再度のご連絡の必要はありません。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
年金・長寿医療グループ（☎☎2137）